

岩手県告示第553号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成30年7月6日
- 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
  - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
  - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面
  - (2) 区域 別紙図面のとおり
  - (3) 面積 66.22平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成28年10月13日付け岩手県指令港第86号
- 5 埋立地の所在市町村 釜石市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。